

第七場 ●—— “協働” の原則 11

“協働”を進めるスタイルとして、次のような原則を参考に、良いパートナーシップの関係を築くことが大切です。

- ①お互いが対等の関係です。
（「対等の原則」…下請けの関係ではない）
- ②お互いが自己責任・自己決定のもとに行動します。
（「自主性・自立性の原則」…もたれ合う関係ではなく、支え合う関係）
- ③お互いの立場を理解し合って行動します。
（「相互理解・説明責任の原則」…立場の違いを前提に協力し合う）
- ④お互いが話し合いによって進めます。
（「話し合いの原則」…一方的に押し付けない。役割分担することも大切）
- ⑤お互いが持つ情報を公開し合います。
（「情報共有の原則」…お互いが情報を共有し、お互いが持つ資源を活かします）
- ⑥お互いが学び合い、育ち合うことを目指します。
（「学び合いの原則」…学び合い、一人立ちして、次の新たな使命に挑む）
- ⑦お互いの資源を持ち寄り、それをベースに活動を開始します。
（「自然体の原則」…自分自身でできることから。最初から背伸びしすぎない）
- ⑧ともに目指す目的は同じです。
（「目的共有の原則」…何のために協働するかをお互いが確認）
- ⑨具体的な事業の実施に当たっては、いつまでに、何を、どのように達成するかを確認し合います。
（「時限性の原則」…目標達成期限の確認）
- ⑩取り組み内容は、みんなが知ることができます。
（「公開の原則」…透明で、開かれた活動）
- ⑪お互いが提案することができます。
（「発議自由の原則」…「市民」から、「行政」から、そして「協働体」のいずれからでも提案可能）